

# 松本都市計画 竹湊南地区 地区計画

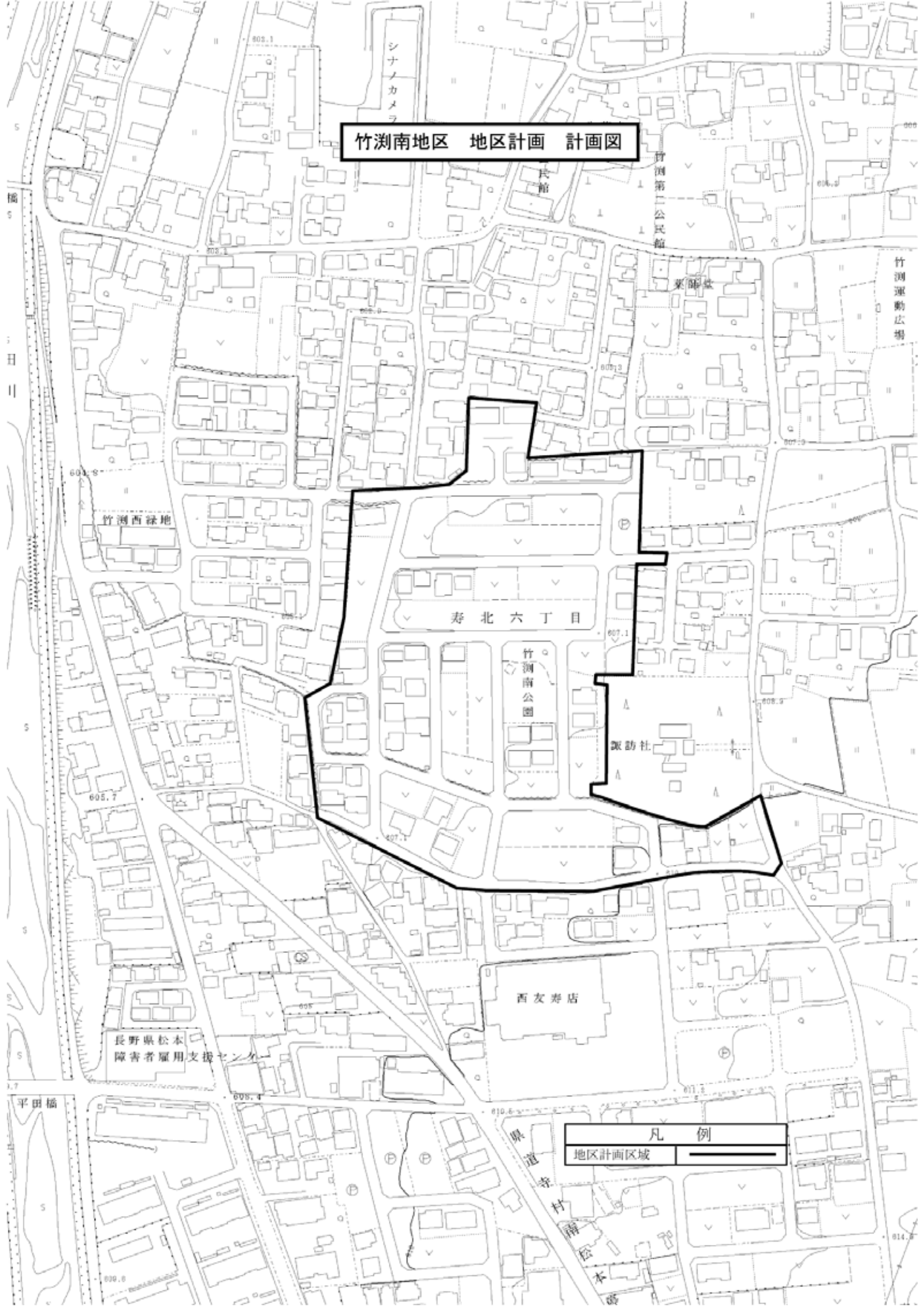
平成 7 年 10 月 6 日決定 松本市告示第 336 号  
 平成 21 年 3 月 10 日変更 松本市告示第 107 号

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 名 称   | 竹湊南地区 地区計画  |
|                 | 位 置   | 松本市寿北六丁目の一部の区域  |
|                 | 面 積   | 約 4 . 0 h a   |
|                 | 地区計画の目標   | <p>本地区は、松本駅より南に約 4 km、国道 19 号線の東方約 0.5Km の地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、水路、公園、上下水道等の公共・公益施設を中心とした整備が行われた。</p> <p>そこで、今後予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図ると共に、緑豊かな市街地の形成をめざす。</p> |
|                 | 土地利用の方針   | <p>本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。</p>  |
| 地区施設の整備方針       | <p>土地区画整理事業により、地区内に区画道路（W = 6 ~ 5 m）を配置すると共に、街区公園（1ヶ所）を適切に配置する。</p>   |   |
| 建築物等の整備方針       | <p>良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地として位置づけ、建築物の用途の制限、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策により、ゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市景観計画」の内容を守った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。</p> <p>自己、借家人又は来客に必要な駐車場は、敷地内又は周辺に確保し、路上駐車のないよう努めるものとする。</p> |   |

|        |            |              |   |
|--------|------------|--------------|---|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限   | 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>1 ゴルフ練習場、バッティングセンター<br>2 共同住宅で1住戸の延床面積が39㎡以下の建築物<br>3 カラオケボックス<br>4 危険物(石油類を除く。)の貯蔵及び処理施設<br>5 畜舎  |
|        |            | 敷地面積の最低限度    | 165㎡  |
|        |            | 壁面の位置の制限     | 建築物(床面積の合計が10㎡以内の建築物及び床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物を除く。)の外壁(出窓及び戸袋を除く。)又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。  |
|        |            | 建築物等の高さの最高限度 | 12m   |
|        |            | 垣又はさくの構造の制限  | 道路境界側の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。<br>1 生垣<br>2 土留め擁壁及び石積み等を設置する場合は、前面道路面から高さ1.0m以下、かつ敷地地盤面以下とする。ただし、0.7m以上の植栽可能な空気を設け設置する場合は、この限りでない。<br>3 敷地地盤面又は2で設置したものの上に高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもの |

「区域は、計画図表示のとおり」

竹洲南地区 地区計画 計画図



凡 例  
地区計画区域